

業務用ソフトウェアライセンスの取得

仕 様 書

令和 6 年 11 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
敦賀事業本部

総 務 課

目 次

1. 件 名.....	1
2. 目 的.....	1
3. 購入品仕様	1
4. 納 期.....	1
5. 納入場所及び納入条件	1
6. 検収条件	1
7. 契約不適合責任	1
8. グリーン購入法の推進	1
9. 協議事項.....	2

添付資料

資料-1 調達物品

1. 件名

業務用ソフトウェアライセンスの取得

2. 目的

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）の敦賀事業本部、高速増殖原型炉もんじゅ、敦賀総合研究開発センター、福井事務所で利用するソフトウェア環境整備・維持を目的とする。

3. 購入品仕様

- (1) 資料-1 に示すライセンスであること。
- (2) ライセンス証書を書面で納品できない場合は、資料-1 に示すライセンスが有効であることを証明する書面を納品すること。

4. 納期

令和7年2月28日（金）

5. 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

福井県敦賀市白木1丁目

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀総合研究開発センター 研究棟

（敦賀事業本部 総務課 指定箇所）

(2) 納入条件

持込渡しとする。

6. 検収条件

5. 項に示す納入場所に納入条件を満たして納入後、3. 項に示す仕様の員数検査、外観検査合格をもって検収とする。

7. 契約不適合責任

- (1) 検収後、1年以内に受注者の責に帰すべき誤り、不備等が発見された場合は、これらの誤り、不備等を無償にてすみやかに改定すること。
- (2) 受注者が原子力機構所有の設備、備品の損傷、もしくは紛失、不具合、事故等が発生させた場合は、受注者の責任において完全に修復しなければならない。

8. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法に該当する環境物品が発生する場合は、調達基準を満たした物品を適用すること。

- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)の作成にあたっては、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の使用に努めること。

9. 協議事項

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

以上

件名:業務用ソフトウェアライセンスの取得

資料-1
調達物品

No.	商品名	メーカー	数量	単位	備考(技術仕様等)
1	Office Standard L&SA	Microsoft	30	本	<ul style="list-style-type: none">・ ソフトウェアアシュアランス (ライセンス期間: 3年間)・ Government Open ライセンス